

## 最終章 弁護力の淵源

### — 真実義務の遵守 —

#### 第一節 ある民事再生事件より

- 一 暁の急襲
- 二 債権者説明会
- 三 不法行為の噂と調査
- 四 再生申立て棄却の理由と結果
- 五 弁護士の義務違反

まとめ 真実義務の遵守は、すなわち誠実義務の履行

## 第一節 ある民事再生事件より

### 一 暁の急襲

事実関係の流れ

- 1, X社が再生手続き開始を申し立てる
- ↓
- 2, A弁護士が監督委員に選任される
- ↓
- 3, X社が債権者説明会を開く
- ↓
- 4, A弁護士がX社の代理人に、X社の不法行為の調査を要請する
- ↓
- 5, 不法行為はないとの報告
- ↓
- 6, 今度は代理人自らが調査することを要請
- ↓
- 7, 不法行為はなかったとの報告
- ↓
- 8, A弁護士が抜き打ち調査をする
- ↓
- 9, X社の社長は不法行為を認める
- ↓
- 10, A弁護士が裁判所に報告書を提出
- ↓
- 11, 裁判所は、再生の申立を棄却する決定を出す
- ↓
- 12, 裁判所はA弁護士をX社の破産前保全管理人に選任
- ↓
- 13, A弁護士が暁の急襲を敢行

A弁護士の携帯電話が鳴った。  
某地方裁判所の民事再生係の書記官からであった。

書記官 今、渡しました。

A弁護士 分かりました。これから踏み込みます。

書記官が渡したと言ったのは、再生債務者であるX社が申立てていた再生手続き開始決定の申立を棄却する決定書を、申立代理人であるB弁護士の事務員に渡したという意味である。

このときA弁護士は、補助者とともに、X社の近くに待機していた。

A弁護士は、X社が民事再生手続きの開始を申立てた際、裁判所から監督委員に選任された者である。

A弁護士と裁判所とは、この日までに、X社がしていた民事再生手続き開始の申立を棄却すると同時に、X社の財産を保全するためA弁護士を破産前の保全管理人に選任するというシナリオを描いていた。

そして、この日、そのシナリオが実行されたのである。

A弁護士は、あらかじめ裁判所から受領していた、令状ならぬこの保全決定書をもって、X社に踏み込んだ。

A弁護士 私はこれまで再生債務者である貴社の監督委員の任務を負っていましたが、ただ今から、貴社を債務者とする、破産法上の保全管理人にもなりました。それを証する保全決定書はここにあります。そこで、私は、貴社の財産をすべて私の管理下に置きます。まず、社長さんは、そこにある金庫を開けて下さい。その後で、全員、この建物から退去して下さい。何も持って出てはいけません。

ああ、金庫の中には1000万円の束が2つもある

りますね。他に 100 万円の束もある。

はい。ご苦労様。後は建物から出て下さい。鍵をかけますのでね。

ああ、それから、すぐに運送会社のトラックが何台か来て、この建物内にある在庫商品をすべて運送会社の倉庫に保管しますからね。

このような言葉をかけて、X社の保全管理人になったA弁護士は、X社の財産を管理下に置いた。

以上の経過は、午前9時からのことですが、事案としてはめずらしく、劇的効果を考えて、暁の急襲と題しました。

X社は、この日、約1ヶ月前に申立てていた民事再生の申立が棄却され、その後、裁判所の職権で破産手続が開始され、破綻してしまいました。

民事再生の申立をした企業のほとんどは、再生手続の開始決定を出してもらっているのが現状ですが、X社については、あえなく再生手続開始の申し立てが棄却になったものです。

おそらく、このような事態になることは、X社の代理人弁護士自身、当日になるまで、予想もしていなかったのではないかと思います。

何故、X社は再生手続の申立が棄却されたのか？

本章では、これをテーマに、弁護士の仕事における真実義務と誠実義務について考えてみたいと思います。

## 二 債権者説明会

暁の急襲を受ける約1ヶ月前

監督委員であるA弁護士は、X社の代理人であるB弁護士らに不信感を持ちました。

はじめは債権者説明会の席でした。

債権者説明会の冒頭、まずB弁護士が、説明のために立ち上がり、債権者に事前に配布していたX社の財産目録を説明し、民事再生事案における一般的な配当率よりかなり低い配当率を伝え、それを10年間で配当する。それで承知して欲しい。と言ったのです。

その後、その債権者説明会で、暫くは債権者とX社の代理人弁護士との質疑応答が続きますが、B弁護士からの配付資料が少ないこともあり、長続きはしませんでした。

債権者とB弁護士との質疑が一区切りついたとき、A弁護士が、立ち上がって発言を求めました。

A 弁護士 私はこれまで再生債務者の代理人として債権者説明会を開いたこと、また、再生債務者の監督委員として債権者説明会に出席したこと、は何度もありますが、本日のこの債権者説明会ほどお粗末な債権者説明会に出席したことはありません。

本日の債権者説明会では①X社の決算書の開示がない。②財産目録は先ほどB弁護士も認めたとおりに実際の数字とは異なっている。要は、何の資料も示さないのだから、債権者への説明にはなっていない。

私は、X社の代理人らに対し、債権者説明会のやり直しを求めたい。

A 弁護士が、そう言って席に座ると、期せずして会場から拍手がわき起こりました。

債権者の多くも同じ思いだったものと思います。

そこで、この日出席していたX社の代理人である、B, C, Dの3弁護士は、鳩首凝議きゆうしゆぎようぎをし、A弁護士と出席していた債権者に向かって、債権者説明会のやり直しを約束しました。

しかし、その後、3名の弁護士がした、この約束は履行されませんでした。

### 三 不法行為の噂と調査

債権者説明会の席で、ある債権者から、「X社にこれこれの不法行為の噂があるが事実か？」という質問が出されましたが、X社はこれを否定しました。

しかし、監督委員であるA弁護士は、民事再生の申立人であるX社に不法行為の噂があるとの指摘がなされた以上、調査しないわけにはいかず、まずは、X社の代理人であるB, C, D弁護士に、その調査を求めました。

その後、これらの弁護士は、A弁護士に、「X社の社長に尋ねると、そのような不法行為はしていないと返事があったので、不法行為はしていない。」と回答をしてきたのです。

しかし、これでは、B, C, D弁護士が調査をしたことにはなりません。

そこで、A弁護士は、再び、これらX社の弁護士に対し、弁護士自らが調査をするように要請しました。これについては、その後、X社の弁護士らが、「弁護士が調査したが不法行為はなかった」と回答してきました。

しかし、この報告では、B, C, D弁護士が、具体的にどのような調査をしたのかが分かりません。

A弁護士は、その報告の内容が余りに空疎くうそであったために、B, C, D弁護士が調査をした事実そのものを疑い、ある日、「これからX社へ

行く。顧問税理士を同席の上、待機していて欲しい。」とX社の代表取締役役に電話をして、X社へ行きました。

そして、その代表取締役役に、あらかじめ債権者から得ていたX社の不法行為を裏付ける資料を突きつけて、不法行為の具体的内容を質問していきました。すると、X社の代表取締役は、あっさりと、これら具体的な不法行為の事実を認めてしまったのです。

### 四 再生申立て棄却の理由と結果

A弁護士は、X社の代理人であるB, C, D弁護士が、監督委員であるA弁護士に虚偽の報告をしたことを重視しました。

また、民事再生法の適用を求めるX社が、故意による不法行為をなし、多くの債権者に損害を与えたことも重視しました。

故意による不法行為によって債権者に損害を与えた会社が、民事再生手続の中で、誠実に、債権者に、その時点において残されている財産以上の価値ある配当をするでしょうか？

また、虚偽の報告をして、依頼人の不法行為を隠蔽しようとした弁護士が、依頼人に、誠実に債権者への配当をすることを指導するでしょうか？ 大いに疑問でした。

そこで、監督委員であるA弁護士と裁判所は、相談の上、X社に、売掛金の回収や在庫商品の処分の時間的猶予を与えないため、暁の急襲のシナリオを描いたのです。

そして、その後、裁判所は、X社について破産手続を開始し、A弁護士を破産管財人に選任しました。

そして、A弁護士は破産管財人として、X社の財産の換価処分をし、X社の代理人が10年で配当するといった金額以上の金額を、1年で配当しました。

かくして、債権者の利益は守られたのです。

## 五 弁護士の義務違反

X社の代理人であった弁護士は、虚偽の報告書を監督委員に提出しました。

このことが弁護士の真実義務に違反することは明らかでしょう。

また、X社の代理人弁護士は、監督委員や債権者が必要としているX社の決算書や正確な財産目録などの資料を提出しませんでした。

これも弁護士の、これまでに述べた、資料の開示という原則に違反していると言えるでしょう。

さらに、彼らは、民事再生法には、再生債務者の財産の精算価値以上の配当をしなければならないという清算価値保障原則があるのに、債権者説明会での説明では、それを無視して、低い配当率を提示しました。

これは、義務の範囲を下回る支払いで済ませてはならない（裏返せば、法的権利を越える要求をしてはならない）という原則違反です。

## まとめ 真実義務の遵守は、すなわち誠実義務の履行

もし、X社の代理人であった弁護士が、X社の不法行為を認める、嘘のない報告書を監督委員に提出すると共に、X社の不法行為が繰り返されない方策を提案し、監督委員が求める再度の債権者説明会を開き、そこでX社の決算書や正確な財産目録を提出し、その時点で判明している資料の範囲で清算価値を保障する内容の再生計画案を示した上で、債権者に再生計画への協力を要請する態度を示しておれば、どうなっていたでしょうか？

そのときは、A弁護士も、監督委員として、X社の再生の可否や再生計画案の当否については、債権者集会における決議に委ねようと考え、ほとんどの再生申立事件がそうであるように、再生手続の開始決定を棄却すべしと言う意見書を裁判所に提出することはしなかった、かもしれません。

あるいは、その場合でも、X社の再生申立は棄却になっていたかもしれませんが、結果がどうであれ、X社の代理人は、これらの努力をすべきであったと思います。

真実を否定することは、結果において、依頼人への誠実義務にも違反することになる、とは言えないでしょうか？

## 弁護士大増員時代と弁護力

下記は、弁護士の人数の推移を書いたものです。

2007年12月に、ロースクール出身の弁護士が誕生するようになって、弁護士の数が急激に増加してきました。この傾向は今後も続きますので、今や、まさに、弁護士大増員時代になったということです。

2000年4月1日	17,126人
2001年4月1日	18,243人
2002年4月1日	18,838人
2003年4月1日	19,508人
2004年4月1日	20,224人
2005年4月1日	21,185人
2006年4月1日	22,021人
2007年4月1日	23,119人
2008年4月1日	25,041人
2009年4月1日	27,141人

弁護士の大増員は、経済界が望んだことです。

しかし、余りに急激な増員になったことから、法律事務所に雇用してもらえない弁護士が生まれるなどの問題も生じています。

弁護士大増員時代の弁護士はどうなるのでしょうか？

間違いなく言えることは、弁護士も競争社会に入ってきたということでしょう。

弁護士数が少い時代だと、努力しないでも食べて行けたのに、弁護士大増員時代の今、努力しない者、力のない者は、淘汰される時代になったということだろうと思います。

まさに今、弁護力が求められる時代になったと言えるでしょう。